

**児童養護施設における
人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための
要項およびチェックリスト
改定版（第 2 次試案）**

平成 20 年 12 月 26 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

すべての児童養護施設において 人権擁護と人権侵害の防止に取り組む

はじめに

全国児童養護施設協議会(全養協)は平成 18 年 12 月に「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応に関する要項およびチェックリスト」を実施し、はじめて全国の児童養護施設が共通のリストで、施設の自己点検に取り組んだ。回答は 557 施設のうち 465 施設で 83%の回答率をもって第 1 回の報告書(平成 19 年 10 月 29 日)を出した。その自由記述欄からは「Yes/No では答えきれなかった」「設問が現状にあっていない」等の意見が寄せられた一方で、「チェックリストを実施してみて改めて施設職員全体で人権擁護の意義を考えた」等の意見があった。

しかし、チェックリストが出された以降も、いくつかの児童養護施設で、あってはならない子どもへの権利侵害の事件が起こったことは事実である。

近年におけるこうした事態について国は、11 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」)のなかに被措置児童虐待の防止規程を設け、これに基づき都道府県にむけて「被措置児童等虐待対応ガイドライン(案)」を提示し、平成 21 年度以降の実施に向けて準備が本格的に進められている。

これらは厚生労働省の社会的養護専門委員会などでの検討経過のなかでの課題であり、その具体化が進められてきたところである。一方、子どもたちの重篤な問題や厳しい言動・行動に直面している施設では、ぎりぎりの人員配置は一向に改善されず、子どもの養育の実践において困難な状態にある。しかし、それらは不適切な事案の理由にしてはならない。また、本来子どもに向かいあい養育を積み重ねている施設が、ともすればこうした事態をまねかないように、さらに規制を強化しかねないとの懸念の声もあげられている。当ガイドラインは行政が進めるという位置づけではあるが、その受けとめは児童養護施設であり、そこに暮らす子どもたちと職員にかかることである。都道府県児童養護施設協議会および法人・施設は、なお一層、児童相談所、都道府県行政との緊密な連絡調整と連携を通し、今後への対応を図っていく必要があることは言うまでもない。

また平成 19 年度末にまとめられた全養協・児童養護における養育のあり方に関する特別委員会報告書「この子を受けとめて、育むために～育てる、育ちあういとなみ～」において、子どもを対象化して何らかの「症状別」と「その対応策」としての養育としてとらえるのではなく、「まず、その子の今の現実を事実として見つめ、考え、思いやることから始めたい」と養育の基本を提唱している。その意味に照らすと、本チェックリストは、管理強化するものとしてとらえるのではなく、すべて児童養護施設に暮らす子どもの生活・育くみの向上に資するものとして、児童養護施設において活かしていく一つの方策なのである。

今回の改訂は、先述の養育の報告書の理念を受け、また先述のガイドラインの項目も参考に項目を修正・補筆した。第一次試案の前文にあるように、児童養護施設は子どもたちの人権を守る使命がある。そして、さまざまな事情や厳しい問題をかかえて入所してきた子どもたちが安心して生活を営む拠点という役割がある。

また、子ども一人ひとりの健やかな成長と発達を育み、そしておとなへの育ちの過程において自己実現と自立に向けた援助・支援が保障される場でなければならない。そのため児童養護施設においては、法令を遵守し、公正で公平、そして常に倫理意識をもって適切、かつ計画的に養育の実践とそのための施設運営が求められている。そこには法人役員、施設長・職員が組織的に一体となって援助・支援における質的、専門的なケアの向上に取り組んでいく必要がある。とりわけ、児童養護施設には、虐待された子どもや発達障害のある子どもたちの入所が増えている。子どもたちの重篤化は、養育における援助において難しい状況をつくり、対応に苦心、迷いながらも向き合う職員の姿がある。そのために課題を抱えた多くの施設においては混乱をきたしている。しかし、こうした難しい環境であるがゆえに、児童福祉施設関係者が認識をともにして、その解決策を模索していくことが重要である。

今回の第二次試案においては、すべての児童養護施設が、本要項およびチェックリスト現場にいかしていく視点に立って人権擁護と人権侵害の防止に対して、さらに徹底して取り組まれることを、切に願い、ここに提起するものである。

平成 20 年 12 月 26 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

I 児童養護施設における人権擁護と人権侵害の 禁止・防止・対応のための要項

改定版(第2次試案)

【趣 旨】

1. この要項は、児童養護施設のすべての子どもの人格と人権を尊重し、子どもの最善の利益を最優先する養育および援助・支援を保障することを目的として、人権擁護と人権侵害の禁止・防止、人権侵害に起因する問題が生じた場合の適切な対応、さらに施設運営と子どもたちの養育および援助・支援における改善等の課題を各児童養護施設が確認し、解決のために取り組んでいくべき事項を定めるものとする。
2. 各児童養護施設においては、本要項およびチェックリストをもとに、自己点検等を毎年行い、改善すべき課題を明らかにし、その改善に向けた計画とプロセスを明らかにするとともに、解決に向けて取り組んでいくものとする。
3. 各児童養護施設においては、人権擁護、人権侵害の禁止・防止および適切な対応をはかるため、次の基本原則および行動規範をもとにし、施設と職員が理解を共有して取り組んでいくものとする。
4. 各児童養護施設においては、次の基本原則および行動規範やチェックリストを参考にされ、必要とされる諸規程等を整備していくものとする。
5. 全国児童養護施設協議会は、各児童養護施設での自己点検の結果を全国的に集約し、達成状況を把握するとともに、その結果と課題を全国的に提示し、施設運営と子どもたちへの養育および援助・支援の質的な改善と施設運営の向上に資するよう、活用していくこととする。

【10の基本原則】

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める(権利擁護)
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する(成長の保障)
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する(主体性の尊重)
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く(信頼関係)
5. 入所児童が安心し、安全・安定した生活の営みを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める(安定した生活)
6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許さない(人権侵害の否定)

7. 児童養護施設の事件、事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な援助・支援、対応が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が援助・支援の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報等を他に漏らしてはならない
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する

注:「体罰や不適切な関わりは人権侵害」とは、

通知「懲戒に係る権限の濫用禁止について」（平成 10 年 2 月 18 日付）には、懲戒に係る権限の濫用にあたる具体的行為として、「殴る、蹴る等児童の身体に侵害を与える行為のほか、合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求めること、食事を与えないこと、適切な休息時間を与えず長時間作業をさせること、施設を退所させる旨脅かすこと、性的な嫌がらせをすること、当該児童を無視すること等」との例示がある。

また、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条では、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること」、「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（略）その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と虐待を定義している。そして、同法第 3 条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」とあり、広く児童への人権侵害の禁止をさすものと、解される。

先述の「ガイドライン」においては下記のような説明がなされている。

○被措置児童虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

①身体的虐待

- ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外に締め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為を指します。

②性的虐待

- ・被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。
- ・性器や性交を見せる。
- ・ポルノグラフィティの被写体などを強要する。

③ネグレクト

- ・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。
- ・同居人や生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する。
- ・泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する。
- ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う。

といった行為を指します。

④心理的虐待

- ・ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・被措置児童等は無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動など。
- ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする。
- ・子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する。
- ・感情のままに大声で指示したり、叱責したりする。

などの行為を指します。

また、本チェックリストでは不適切な関わりについて、「子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、脅かしの態度、セクシャルハラスメント等」とした。

本要項およびチェックリストでは、これらを総じて、人権侵害とするものである。

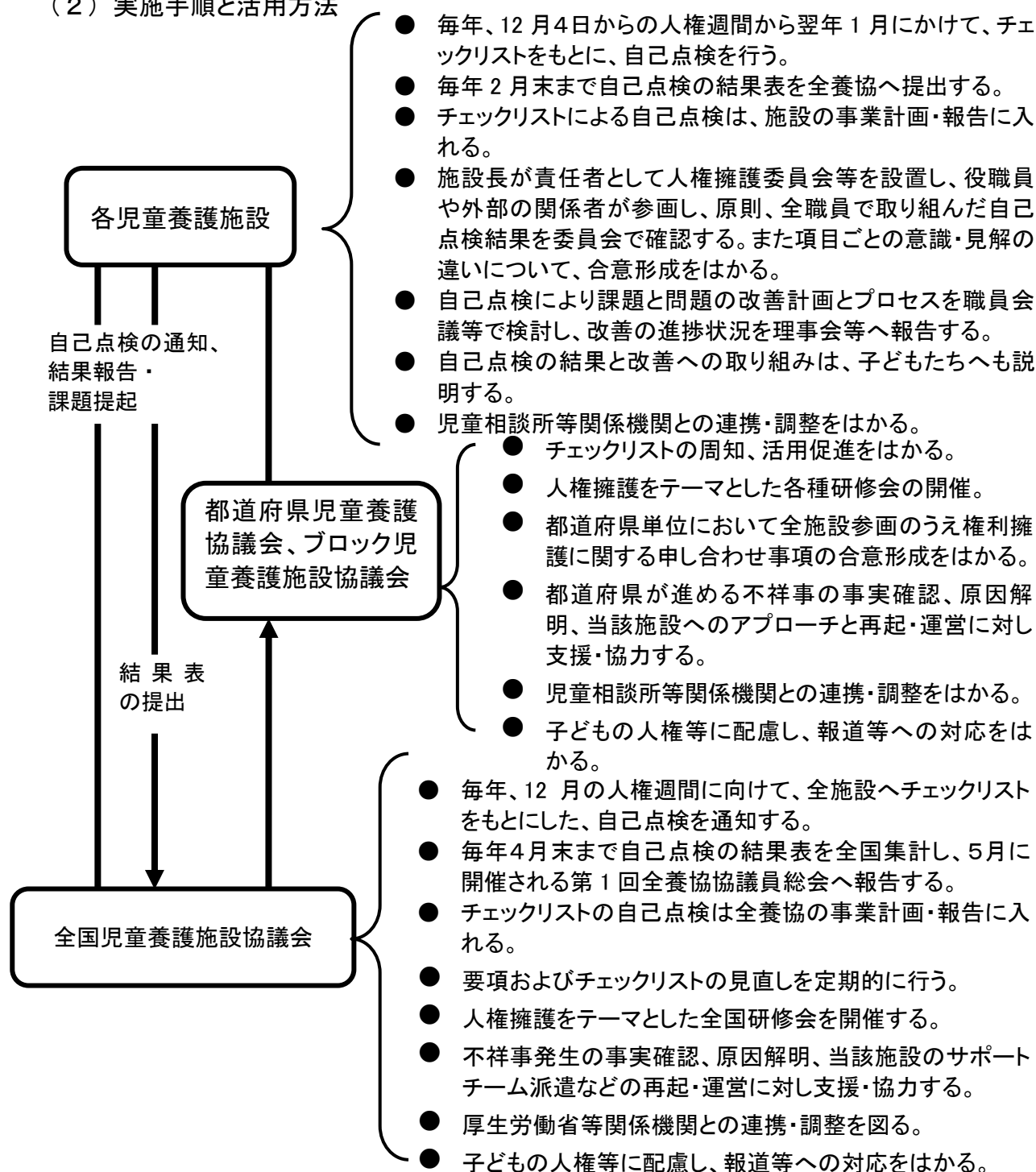
Ⅱ チェックリストの実施要領

1. チェックリストの目的と活用

(1) 目的

本チェックリストをもつての自己点検を契機として、児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止、適切な援助・支援をはかることに徹底して取り組まれることを期待するものです。そして、取り組みの評価の優劣をつけるものではなく、自己点検により明らかとなった課題や問題を、解決までのプロセスとして取り組んでいくことを目的としています。

(2) 実施手順と活用方法

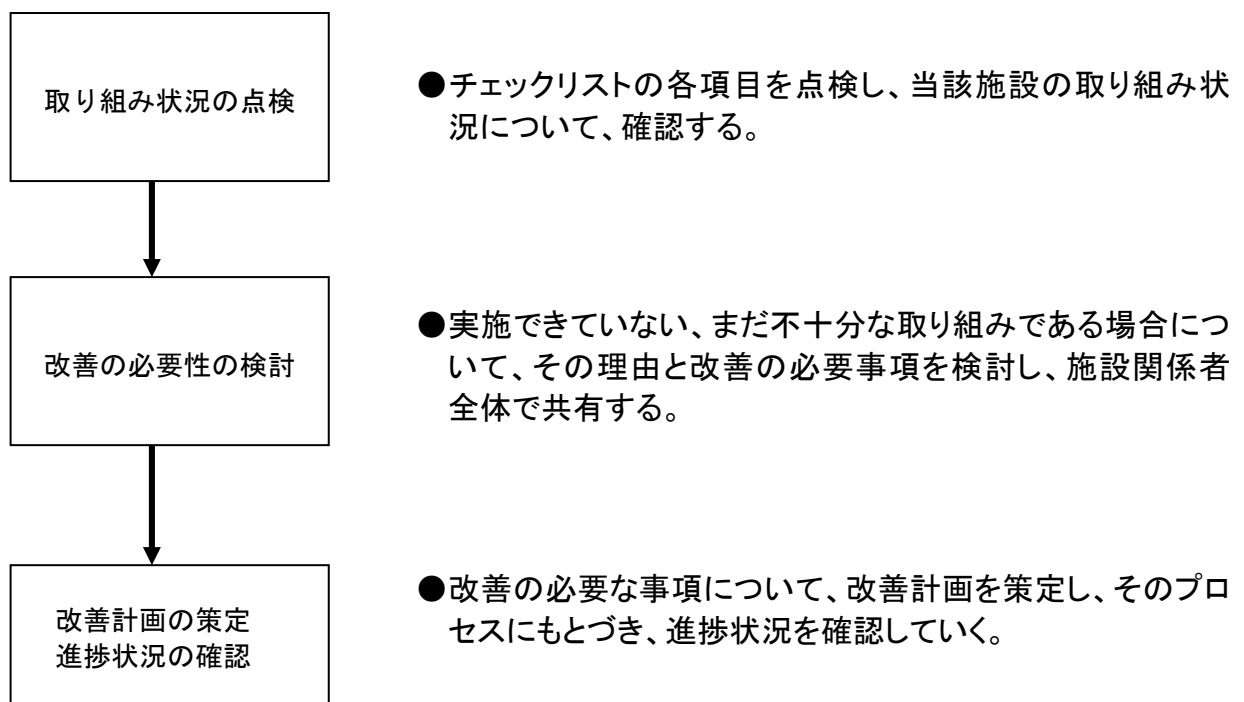


2. チェックリストと自己点検の留意事項

(1) チェック項目

- ① チェック項目は、児童養護施設で実施すべき事項を提示したものである。そのため、自己点検におけるチェックは、「YES」、「NO」としている。
- ② 点検者のチェック項目に対する意識・見解を確認し、違いについて合意形成がはかれるように、チェック項目の下に適用欄を設け「実施できていない」、「まだ不十分な取り組みである」という場合、その理由や改善の必要な内容を記入できるようにしている。
- ③ 全職員にチェック項目を提示し、理解を深めるとともに、自己点検は原則、全職員で行う、または法人役員、施設長、事務長等管理運営責任者、直接処遇に関わる職員、心理職などさまざまな職種、立場の者が一体となって、自己点検を行うものとする。
- ④ 各施設は、自己点検の合意形成にいたった結果表を全養協へ提出するものとする。
- ⑤ 自己点検をもとに改善の取り組みにおいて、都道府県・児童相談所等関係機関との連携・調整を十分にはかる。

(2) 自己点検の手順



Ⅲ 児童養護施設における人権擁護と人権侵害の 禁止・防止・対応のためのチェックリスト 改定版(第2次試案)

	第2次 試案	該当・判定	補足説明
	1. 職員による子どもへの懲戒権濫用の禁止		
(1-1)	(1-1) 懲戒権濫用を否定する就業規則や職員の行動規範を定め、職員教育など体罰等防止のための、組織的な対策、対応について		最低基準第9条の2・3に定める虐待等の禁止及び懲戒の権限の濫用に関する事項
[1-1-a]	[1-1-a] 就業規則、管理規程等に体罰等を禁止することを定めている。	YES・NO	最低基準第13条に定める施設内部の規程の整備に関する事項
	[1-1-a]の摘要（現状と問題点）		
[1-1-b]	[1-1-b] 職員教育と倫理観の醸成をはかるため、施設において倫理綱領や行動規範を定めている。	YES・NO	
	[1-1-b]の摘要		
[1-1-c]	[1-1-c] 体罰等の禁止を定める就業規則等に基づき、定期的な職員教育を実施している。	YES・NO	
	[1-1-c]の摘要		
[1-1-d]	[1-1-d] 体罰等の起こりやすい状況や場面を想定しての指導方法や技術の習得を職員研修および日々のOJT(実践を通じたトレーニング)の中で行っている。	YES・NO	OJTとは日々の職務を通じた訓練・職員研修・トレーニングを指します
	[1-1-d]の摘要		
[1-1-e]	[1-1-e] 定期的に職員による援助検討会議等を開き、施設全体による適切な援助方法、対応策を検討している。	YES・NO	
	[1-1-e]の摘要		
[1-1-f]	[1-1-f] 定期的に職員による援助検討会議等を開き、検討した施設全体による適切な援助方法、対応策を実践している。	YES・NO	
	[1-1-f] の摘要		
[1-1-g]	[1-1-g] 日常的に職員会議等で、体罰やそれに近い状況に至った場合には経緯や理由について話し合い、適切なスーパーバイズや複数体制の確保など、担当者一人で抱え込むことがないような体制を整え、適切なケアを行うための工夫をしている。	YES・NO	ガイドラインに対応した項目
	[1-1-g] の摘要		
[1-1-h]	[1-1-h] ケア体制を考える際に、様々な職種がそれぞれの専門性を活かしながらケアの方針について十分共有し、チームで子どもに対応するシステムとしている。	YES・NO	
	[1-1-h] の摘要		
[1-1-i]	[1-1-i] 職員による体罰禁止等について、子どもに周知している。	YES・NO	ガイドラインに対応した項目
	[1-1-i] の摘要		

	第2次 試案	該当・判定	補足説明
[1-1-j]	[1-1-j] ケアの開始時に、理解力に応じて子どものおかれている状況を説明するとともに、今後の生活についての理解を深めるようにしている。	YES・NO	ガイドラインに対応した項目
	[1-1-j] の摘要		
[1-1-k]	[1-1-k] 定期的に個別に子どもと話をする機会を設け、子どもが現在おかれている状況に関する意見を十分聴取するとともに疑問等にも適切に応えている。	YES・NO	ガイドラインに対応した項目
	[1-1-k] の摘要		
[1-1-l]	[1-1-l] 子どものおかれた状況や子どもの権利などを記した「子どもの権利ノート」等の活用などにより、子どもが自らの権利を理解するための学習を進めている。	YES・NO	ガイドラインに対応した項目
	[1-1-l] の摘要		
[1-1-m]	[1-1-m] 子どもが自らの意見を明確に述べることができる権利について、子どもがよく理解できるように説明している。	YES・NO	ガイドラインに対応した項目
	[1-1-m] の摘要		
[1-1-n]	[1-1-n] 子どもが被害を訴えることができない状況があり得るという意識を持ち、子どもの権利に関する職員の意識向上を図るよう研修および日々のOJT(実践を通じたトレーニング)の中で行っている。	YES・NO	ガイドラインに対応した項目
	[1-1-n] の摘要		
(1-2)	(1-2) すべての懲戒権濫用の禁止と体罰の防止についての施設長の率先した取り組みについて		
[1-2-a]	[1-2-a] 施設長として、リスクマネジメント体制を整え、事件が発生した場合の具体的な対応策を定め、職員に周知している。	YES・NO	
	[1-2-a]の摘要		
[1-2-b]	[1-2-b] 施設長として、積極的に、体罰の禁止と防止について、研修および日々の実践を通じた訓練の中で子どもの権利に関する職員の意識向上を図るよう努めている。	YES・NO	
	[1-2-b] の摘要		
[1-2-c]	[1-2-c] 施設長として、積極的に、体罰を伴わない援助技術の共有と実践について研修および日々のOJT（実践を通じたトレーニング）の中で取り組んでいる。	YES・NO	
	[1-2-c] の摘要		
[1-2-d]	[1-2-d] 管理運営の責任者である施設長として、常に体罰等の防止の意識を持ち、職員会議等で体罰等につながらないよう、確認を行っている。	YES・NO	
	[1-2-d]の摘要		
[1-2-e]	[1-2-e]施設長として直接、児童からのヒアリングの機会や懇談の場を設定し、児童から「職員からの体罰や不適切な対応がないのか」「児童間の暴力やいじめ等がないか」などを把握をする機会を設けている	YES・NO	
	[1-2-e]の摘要		

	第2次 試案	該当・判定	補足説明
(1-3)	(1-3) 職員による子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメントなど不適切な関わりの防止・早期発見への取り組みについて		
[1-3-a]	[1-3-a] 暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメント等不適切な関わりについて、具体的な事例を提示し、それらの禁止と防止について、職員に周知徹底している。	YES・NO	威圧的な態度：意図をもって脅すことなど心理的な辱め：心理的暴力
	[1-3-a]の摘要		
[1-3-b]	[1-3-b] 子どもに対して、年齢などに応じて、人との信頼関係づくりや、行ってはいけない不適切な関わりなどについて、理解させる機会を設けている。	YES・NO	
	[1-3-b]の摘要		
[1-3-c]	[1-3-c] 子どもと話し合う機会を定期的にもち、子どもからの訴えやサインを見逃さないように取り組んでいる。	YES・NO	
	[1-3-c]の摘要		
[1-3-d]	[1-3-d] 不適切な関わりについて、職員会議で取り上げ、存在の有無について職員間で相互に確認するなど、早期発見と対応に取り組んでいる。	YES・NO	
	[1-3-d]の摘要		
[1-3-e]	[1-3-e] 不適切な関わりについて、職員会議等公式な場以外でも、職員が情報を交換したり、問題点を話し合える環境がある。	YES・NO	
	[1-3-e]の摘要		
(1-4)	(1-4) 職員の不適切な関わりなどについての運営体制などの整備による防止と早期発見・対応への取り組みについて		
[1-4-a]	[1-4-a] 不適切な関わりの防止の観点においても、職員配置および担当する子どものグループ化について、十分な検討を行い、進めている。	YES・NO	
	[1-4-a]の摘要		
[1-4-b]	[1-4-b] 不適切な関わりの防止の観点から、施設構造・居住環境などについて、点検と改善を行っている。	YES・NO	
	[1-4-b]の摘要		
[1-4-c]	[1-4-c] 不適切な関わりの早期発見のため、全ての職員に対し通告義務を課している。	YES・NO	
	[1-4-c]の摘要		
[1-4-d]	[1-4-d] 不適切な関わりの早期発見のため、子どもからの訴えの把握、保護者、学校、医療等関係者との連携等に取り組んでいる。	YES・NO	
	[1-4-d]の摘要		
(1-5)	(1-5) 施設内の子ども間で、暴力、いじめ、差別や不適切な関係を生じさせない施設全体での取り組みについて		
[1-5-a]	[1-5-a] 入所している子ども間での問題が生じないように、子どもたちの他人に対する配慮や人との違いを認めていける意識を育むように、施設内全体で関係づくりに取り組んでいる。	YES・NO	
	[1-5-a]の摘要		

	第2次 試案	該当・判定	補足説明
[1-5-b]	[1-5-b] 入所している子どもが、施設生活でのルールや、約束事を理解できるように説明し、子どもたちが責任ある行動をとれるよう指導・支援している。	YES・NO	
	[1-5-b]の摘要		
[1-5-c]	[1-5-c] 入所している子どもが、発達の経過に応じて身体の健康（清潔・病気・安全確保、生活のリズム）に関する自己管理ができるように説明し、指導・支援している。	YES・NO	
	[1-5-c]の摘要		
[1-5-d]	[1-5-d] 日頃より、児童相談所や学校等への連絡・協力をはかるなど、防止や早期発見、早期対応ができる体制を整えている。	YES・NO	事態が深刻化したときだけに限定されない
	[1-5-d]の摘要		
[1-5-e]	[1-5-e] 子ども間での問題が発生した場合を想定して、その対応方法などについて、施設長および職員間で検討している。	YES・NO	
	[1-5-e] の摘要		
[1-5-f]	[1-5-f] 子ども間での問題が発生した場合を想定して、対応体制を確保している。	YES・NO	
	[1-5-f] の摘要		
(1-6)	(1-6) 施設生活において入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーの保護を十分守ることについて		最低基準第14条に定める秘密保持、守秘義務等の施設内部の規程整備に関する事項
[1-6-a]	[1-6-a] 入所している子どものプライバシーの保護に関する規程などを整備するとともに、職員への周知徹底をはかるため、施設内研修および日々のOJT（実践を通じたトレーニング）を行っている。	YES・NO	個人情報の保護
	[1-6-a]の摘要		
[1-6-b]	[1-6-b] 入所している子どもの権利擁護や最善の利益の視点から、子どもの自立支援計画の内容や援助状況を評価して、質の向上に努めている。	YES・NO	
	[1-6-b]の摘要		
[1-6-c]	[1-6-c] 入所している子どもの個人としての権利や尊厳を守るために、苦情解決の仕組みが十分機能している。	YES・NO	ガイドラインに対応した項目
	[1-6-c]の摘要		最低基準第14条3に定める苦情への対応に関する事項
[1-6-d]	[1-6-d] 入所時などにおいて、子ども並びに可能であれば保護者・家族に施設側から施設での生活、援助内容、規範・ルールなどについて十分説明を行っている。	YES・NO	
	[1-6-d] の摘要		
[1-6-e]	[1-6-e] 入所後の自立支援計画等は、子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意向を尊重し、児童相談所等の援助指針に基づき、関係者の相互理解と同意のもとに策定するように取り組んでいる。	YES・NO	
	[1-6-e] の摘要		
[1-6-f]	[1-6-f] 入所している子どもの権利や尊厳、プライバシーの保護のために、施設の構造や既存の施設であっても工夫して十分に配慮がされている。	YES・NO	
	[1-6-f] の摘要		

	第2次 試案	該当・判定	補足説明
(1-7)	(1-7) 「体罰」を行わない、かつ子どもの状況に応じた指導方法の習得等援助技術の向上について		最低基準の第7条の2に規定する職員の知識及び技術の向上に関する事項
[1-7-a]	[1-7-a] 「体罰」を行わない指導方法や技術の習得に関する研修および日々のOJT(実践を通じたトレーニング)を行っている。	YES・NO	セラピューティック、タイムアウト等
	[1-7-a]の摘要		
[1-7-b]	[1-7-b] 課題をもった子どものケースを検討し、施設内のさまざまな職種、立場からのアプローチをもって個別援助に取り組んでいる。	YES・NO	
	[1-7-b]の摘要		
[1-7-c]	[1-7-c] 必要な知識および技能の習得、維持および向上をはかるため、職員を都道府県、ブロック、全国などの研修会に参加させている。	YES・NO	
	[1-7-c]の摘要		
(1-8)	(1-8) 対応困難な子どもの援助・支援にあたっての児童相談所等との連携について		
[1-8-a]	[1-8-a] 子どもの援助・支援を検討する施設の会議に、児童相談所、医療機関等の専門職が必要に応じて参加している。	YES・NO	
	[1-8-a]の摘要		
[1-8-b]	[1-8-b] 子どもの援助・支援を検討すべき案件について、児童相談所、医療機関等の専門職により適宜、指導・援助等をうけている。	YES・NO	
	[1-8-b] の摘要		
[1-8-c]	[1-8-c] 子どもの援助・支援を検討すべき案件について、児童相談所、医療機関等の専門職により、必要に応じて施設訪問を要請するなどの連携を取っている。	YES・NO	
	[1-8-c] の摘要		
[1-8-d]	[1-8-d] 児童自立支援計画や方針を可能であれば保護者・家族に知らせている。	YES・NO	
	[1-8-d] の摘要		
[1-8-e]	[1-8-e] 児童自立支援計画や方針は、児童相談所等からの適宜専門的な指導・助言を受けている。	YES・NO	
	[1-8-e] の摘要		
[1-8-f]	[1-8-f] 暴力やいじめに対する対応が困難な場合には、児童相談所に協力を要請するようにしている。	YES・NO	
	[1-8-f] の摘要		
(1-9)	(1-9) 体罰や不適切な関わりがあるのかを把握し、体罰などのへの防止に取り組んでいる。		
[1-9-a]	[1-9-a] 体罰や不適切な関わりの有無や可能性等、現状を職員と、子ども双方へ多様な方法により把握することができる体制がある。	YES・NO	
	[1-9-a]の摘要		

	第2次 試案	該当・判定	補足説明
[1-9-b]	[1-9-b] 体罰や不適切な関わりについて、施設または法人理事会で適正と思われる処分に関する規程を設けている。	YES・NO	
	[1-9-b]の摘要		
[1-9-c]	[1-9-c] 体罰や不適切な関わりについて、体罰防止委員会(人権擁護委員会、苦情解決委員会)等を組織し、防止や援助の改善に取り組んでいる。	YES・NO	
	[1-9-c]の摘要		
[1-9-d]	[1-9-d] ほかの職員の体罰の事実を報告するシステムや、子どもからの苦情や不服などを把握するための意見箱などを設置し、実態把握に努めている。	YES・NO	
	[1-9-d]の摘要		
[1-9-e]	[1-9-e] 体罰や不適切な関わりの実態等、援助に関する問題を明らかにし、その改善に取り組める体制ができている。。	YES・NO	
	[1-9-e]の摘要		
[1-9-f]	[1-9-f] 体罰や不適切な関わりの実態を把握するために、定期的に子どもから不満や抱える悩みを聞く機会を設けている。	YES・NO	
	[1-9-f] の摘要		
[1-9-g]	[1-9-g] 体罰や不適切な関わりの実態を把握するために、必要に応じて、保護者を交えての懇談の機会を設け、事実確認のもとに適切な対応に取り組める体制ができている。。	YES・NO	
	[1-9-g] の摘要		
[1-9-h]	[1-9-h] 施設の第三者評価の実施や監査による指摘事項等の改善に努めている。	YES・NO	
	[1-9-h] の摘要		
(1-10)	(1-10) 子どもの権利を主張できるエンパワメントの機会を創出することに取り組んでいる。		
[1-10-a]	[1-10-a] 子どもたちが体罰や不適切なかわりを受けない権利があることについて学習する機会を設けている。	YES・NO	権利ノートを教材にした学習の機会
	[1-10-a]の摘要		
[1-10-b]	[1-10-b] 施設において、いつでも子どもの権利が守られ、自立に向って人との関係性を構築する安定した生活の場と環境が整えられるよう、つとめている。	YES・NO	
	[1-10-b]の摘要		
	2. 意見・苦情の受けとめ、対応		
(2-1)	(2-1) 入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えを申し立てる仕組みについて		
[2-1-a]	[2-1-a] 入所している子どもからの不満、意見、苦情、訴えについては、苦情解決の仕組み(子どもが苦情を申し立てる意見箱等の設置、苦情解決責任者(施設長)の指定、苦情窓口(職員)の指定や第三者委員の指定)で対応している。	YES・NO	
	[2-1-a]の摘要		

	第2次 試案	該当・判定	補足説明
[2-1-b]	[2-1-b] 苦情窓口（職員）や第三者委員は、子どもの権利擁護の観点から機能している。	YES・NO	
	[2-1-b]の摘要		
[2-1-c]	[2-1-c] 子どもの希望・意見、不満・不服、苦情・訴えを職員会議等で検討している。	YES・NO	
	[2-1-c]の摘要		
[2-1-d]	[2-1-d] 子どもの理解度に応じて、権利ノートなどの教材や資料等も活用して内容の説明を行い、理解されるように定期的に理解を深める機会などを設定するなど取り組みを進めている。	YES・NO	
	[2-1-d]の摘要		
[2-1-e]	[2-1-e] 苦情や不満を解決する仕組みについて、子どもに説明、周知している。	YES・NO	
	[2-1-e] の摘要		
[2-1-f]	[2-1-f] 苦情や不満を解決する仕組みについて、可能な子どもの保護者に説明、周知している。	YES・NO	
	[2-1-f] の摘要		
[2-1-g]	[2-1-g] 必要な場合は、児童相談所等を交えて、解決のための検討、調整を図っている。	YES・NO	
	[2-1-g] の摘要		
	3.事件・事故等に関する管理運営		
(3-1)	(3-1) 児童養護施設における事故・事件対応に関し、施設長としての役割・機能を果たしている。		
[3-1-a]	[3-1-a] 施設における事故・事件の発生について報告、連絡、相談の徹底を図っている。	YES・NO	
	[3-1-a]の摘要		
[3-1-b]	[3-1-b] 施設における事故・事件の発生について対応の具体策を検討している。	YES・NO	
	[3-1-b]の摘要		
[3-1-c]	[3-1-c] 施設における事故・事件の発生について職員間の情報伝達、報告を徹底し、子どもに対する適切な援助・支援につとめている。	YES・NO	
	[3-1-c]の摘要		
[3-1-d]	[3-1-d] 施設における事故・事件を防止するため、定期的に施設内外の環境整備等の点検を行っている。	YES・NO	
	[3-1-d]の摘要		

	第2次 試案	該当・判定	補足説明
[3-1-e]	[3-1-e] 施設における事故・事件を防止するため、定期的に施設内外の環境整備等について職員の周知・理解をはかり、子どもに対する安全に十分配慮している。	YES・NO	
	[3-1-e]の摘要		
[3-1-f]	[3-1-f] 施設における事故・事件の対応について、規則・規定に基づき、適正な処理、対応を行い、管理監督者として施設運営の適正化に取り組んでいる。	YES・NO	
	[3-1-f]の摘要		
(3-2)	(3-2) 子どもに対する援助の内容についての施設長の把握状況について		
[3-2-a]	[3-2-a] ケース会議や職員の報告を通して、援助の課題や、問題要因を職員全員が共有化していくように、指導・助言を行っている。	YES・NO	
	[3-2-a]の摘要		
[3-2-b]	[3-2-b] 施設長自ら（直接的に）、各職員との話し合いの場を定期的にもち、援助の質や問題点を把握し、個別的に指導・助言を行っている。	YES・NO	
	[3-2-b]の摘要		
[3-2-c]	[3-2-c] 職員が援助の問題などについて、相談・支援できる職員体制・協関係づくりをはかっている。	YES・NO	
	[3-2-c]の摘要		
[3-2-d]	[3-2-d] 職員の職務行為、養育の実践について、施設長や第三者の専門家からスーパーバイズ（指導・助言）を受けられる体制と取り組みとを具体化させている。	YES・NO	
	[3-2-d]の摘要		
[3-2-e]	[3-2-e] 職員が援助の問題などについて、個別的に問題を抱え込まないように適切に指導を行うとともに、複数体制の確保など適切なケアを行うための指導を行い、工夫をしている。	YES・NO	
	[3-2-e]の摘要		
(3-3)	(3-3) 職員の勤務状況についての施設長の把握状況について		
[3-3-a]	[3-3-a] 施設長は、職員に対して施設運営方針、就業規則等の説明を行い、服務について職員の理解のもとに、施設運営をはかっている。	YES・NO	
	[3-3-a]の摘要		
[3-3-b]	[3-3-b] 施設長が、職員とのコミュニケーションをとるなど、的確に職員一人ひとりの課題や状況の把握につとめている。	YES・NO	
	[3-3-b] の摘要		
[3-3-c]	[3-3-c] 施設長が、職員とのコミュニケーションをとるなど、職員一人ひとりの意向や悩みを傾聴するような機会を設け、取り組んでいる。	YES・NO	
	[3-3-c]の摘要		

	第2次 試案	該当・判定	補足説明
[3-3-d]	[3-3-d] 施設長が、職員に接し、職員一人ひとりの意向や悩みを傾聴するような機会を設け、職員が一人で抱えず、仕事への意欲を高められるよう取り組んでいる。	YES・NO	
	[3-3-d]の摘要		
[3-3-e]	[3-3-e] 子どもの援助・支援の体制等を考慮し、就労条件の見直しなどを行う際には、職員が意見を述べる機会を設けている。	YES・NO	
	[3-3-e]の摘要		
(3-4)	(3-4) 懲戒規定の設置と適正な運用について		
[3-4-a]	[3-4-a] 懲戒事由の起きないよう未然に防ぐために、懲戒規定を設けている。	YES・NO	
	[3-4-a] の摘要		
[3-4-b]	[3-4-b] 懲戒事由の起きないよう未然に防ぐために、懲戒規定を設け、それに沿って懲罰委員会を設けることとなっている。	YES・NO	
	[3-4-b]の摘要		
[3-4-c]	[3-4-c] 懲戒事由の起きないよう、あらかじめ職員への教育を行っている。	YES・NO	
	[3-4-c]の摘要		
[3-4-d]	[3-4-d] 服務規定や懲戒事由について、施設内または法人内において職員研修を行い、未然に防ぐよう努力している。	YES・NO	
	[3-4-d]の摘要		
[3-4-e]	[3-4-e] 懲戒規定においては、公正な運用をはかり、かつ労働法規等における不当解雇や懲戒権の濫用にならないよう慎重に対応している。	YES・NO	
	[3-4-e] の摘要		
[3-4-f]	[3-4-f] 入所している子どもの権利侵害やそれに伴って役職員の処分が行われたときは、速やかに指導監督課(都道府県)に報告することが施設内で周知され、実施する体制が整っている。	YES・NO	
	[3-4-f] の摘要		
(3-5)	(3-5) 事故・事件予防のための効果的な研修について		
[3-5-a]	[3-5-a] 日常的かつ積極的に事故・事件の予防のための研修・訓練を行っている。	YES・NO	
	[3-5-a]の摘要		
[3-5-b]	[3-5-b] 日常的かつ積極的に事故・事件の予防のために、職員により、計画的・組織的に訓練と研修および日々のOJT(実践を通じたトレーニング)を行っている。	YES・NO	
	[3-5-b] の摘要		

	第2次 試案	該当・判定	補足説明
[3-5-c]	[3-5-c] 実習生・ボランティアなど施設運営に関わる外部の方々に対して、施設での事故・事件の予防のために説明や研修の機会を設け、取り組んでいる。	YES・NO	
	[3-5-c]の摘要		
[3-5-d]	[3-5-d] 事故・事件などの防止に関して、市町村行政、地域の自治会、学校、警察、消防、医療機関など関係機関による研修、合同研修や訓練などに参画している。	YES・NO	
	[3-5-d]の摘要		
	4. 施設における事故・対応		
(4-1)	(4-1) 入所している子どもおよび職員への安全教育等、安全確保への組織的な取り組みについて		
[4-1-a]	[4-1-a] 安全確保のための委員会の組織を作り、対応のマニュアルづくりや体制整備を行っている。	YES・NO	
	[4-1-a]の摘要		
[4-1-b]	[4-1-b] 安全確保のため、対応のマニュアルづくりや体制整備について、職員等への教育を日々のOJT(実践を通じたトレーニング)および定期的な機会を設けて行っている。	YES・NO	
	[4-1-b]の摘要		
[4-1-c]	[4-1-c] 職員会議等で安全対策について話し合い、共有された安全管理を行っている。	YES・NO	
	[4-1-c]の摘要		
[4-1-d]	[4-1-d] 入所している子どもに対して、定期的に安全教育のためのプログラムを作成し、実施している。	YES・NO	
	[4-1-d]の摘要		
[4-1-e]	[4-1-e] 入所している子どもに対して、安全教育のためのプログラムを実施し、定期的に振り返りの作業を行っている。	YES・NO	
	[4-1-e]の摘要		
[4-1-f]	[4-1-f] 事故にいらなくても、その恐れがあった状況が発生した場合は、職員で話し合い、ヒヤリハット事例として、共有化できるようになっている。	YES・NO	
	[4-1-f]の摘要		
(4-2)	(4-2) 安全対策の一環としての設備、遊具等の点検について		
[4-2-a]	[4-2-a] 設備・遊具等の安全点検等について定期的に実施している。	YES・NO	
	[4-2-a]の摘要		
[4-2-b]	[4-2-b] 設備・遊具等の安全点検等について、点検責任者を定めている。	YES・NO	
	[4-2-b] の摘要		

	第2次 試案	該当・判定	補足説明
[4-2-c]	[4-2-c] 設備・遊具等の安全点検等について、施設内外の危険箇所についても報告、改善等を必要に応じて迅速に行っている。	YES・NO	
	[4-2-c] の摘要		
(4-3)	(4-3) 入所している子どもの病気や事故等に対する適切な対策について		
[4-3-a]	[4-3-a] 職員への訓練・研修が計画的に実施され、すべての職員が適切に対応できるように、取り組んでいる。	YES・NO	
	[4-3-a]の摘要		
[4-3-b]	[4-3-b] 入所している子どもを交え、訓練・研修を定期的に行っている。	YES・NO	
	[4-3-b]の摘要		
[4-3-c]	[4-3-c] 消防・警察、学校、医療機関等関係機関との連絡体制を整備し、対応している。	YES・NO	
	[4-3-c]の摘要		
(4-4)	(4-4) 事故への対応策について		
[4-4-a]	[4-4-a] 起こった事故・事件についてその都度、児童相談所、都道府県所管課へ報告している	YES・NO	
	[4-4-a]の摘要		
[4-4-b]	[4-4-b] 起こった事件・事故について、原則的には保護者へ報告・説明を行っている。	YES・NO	
	[4-4-b]の摘要		
[4-4-c]	[4-4-c] 入所している子どもや保護者への適切な対応など職員の対応方策について、検討を行っている。	YES・NO	
	[4-4-c]の摘要		
[4-4-d]	[4-4-d] 事故を想定して、リスクマネジメントなどについて適切な対応などを明文化したものを、周知徹底している。	YES・NO	
	[4-4-d] の摘要		
[4-4-e]	[4-4-e] 入所している子ども、施設職員、ボランティア等も対象とした傷害保険・賠償責任保険に加入している。	YES・NO	
	[4-4-e] の摘要		
[4-4-f]	[4-4-f] 入所している子ども、施設職員、ボランティア等も対象とした傷害保険・賠償責任保険に関し、保険の対象・非対象の案件・ケースなどについても、理解している。	YES・NO	
	[4-4-f] の摘要		

	第2次 試案	該当・判定	補足説明
[4-4-g]	[4-4-g] 起こった事故・事件の要因、対応などについて、分析や検証を行っている。	YES・NO	
	[4-4-g] の摘要		
[4-4-h]	[4-4-h] 起こった事故・事件の要因、対応についての分析や検証をもとに、同様な案件・ケースが起こらないように、防止に努めている。	YES・NO	
	[4-4-h]の摘要		
	5.児童福祉法改正に伴う、被措置児童等虐待の防止について		
[5-1-a]	[5-1-a] 被措置児童等虐待の可能性がある事態を目撃または知った場合は、当該機関にすみやかに通告するよう、施設長から職員に確認している。	YES・NO	
	[5-1-a] の摘要		
[5-1-b]	[5-1-b] 被措置児童等虐待の可能性がある事態を通告した職員が判明しても、雇用関係や労働条件その他について不利益な取扱いを受けない権利を持っていることを、施設長から職員に確認している。	YES・NO	
	[5-1-b] の摘要		
[5-1-c]	[5-1-c] 子ども自身に、被措置児童等虐待とその対応について、わかりやすく説明している。	YES・NO	
	[5-1-c] の摘要		
[5-1-d]	[5-1-d] 被措置児童虐待の訴えをした子どもが何らかの契機で判明したとしても、当該児童に精神的な脅し等、不利益な取扱を受けない権利を持っていることを、施設長から子どもに確認している。	YES・NO	
	[5-1-d] の摘要		
[5-1-e]	[5-1-e] 被措置児童虐待の訴えをした子どもが何らかの契機で職員にわかった時、当該児童に身体的・精神的な脅し等、不利益な取扱を受けない権利を持っていることを、施設長から職員に日々確認している。	YES・NO	
	[5-1-e] の摘要		
	6. チェックリスト実施について		
[6-1-a]	[6-1-a] チェックリストの実施にあたり、施設長が責任者として、原則、全職員で取り組み、項目ごとの意識・見解の違いについて合意形成をはかって行った。	YES・NO	
	[6-1-a]の摘要		
[6-1-b]	[6-1-b] チェックリストによる自己点検で見えてきた、課題や問題の改善計画やプロセスを職員会議等で検討し、実施していく体制が整っている。	YES・NO	
	[6-1-b]の摘要		

	都道府県 施設名		施設長名
提出日	年	月	日

【回答例】 YES・NO いずれかに○をつけてください

0-1	
0-1-a	YES・NO
1-1	
1-1-a	YES・NO
1-1-b	YES・NO
1-1-c	YES・NO
1-1-d	YES・NO
1-1-e	YES・NO
1-1-f	YES・NO
1-1-g	YES・NO
1-1-h	YES・NO
1-1-i	YES・NO
1-1-j	YES・NO
1-1-k	YES・NO
1-1-l	YES・NO
1-1-m	YES・NO
1-1-n	YES・NO
1-2	
1-2-a	YES・NO
1-2-b	YES・NO
1-2-c	YES・NO
1-2-d	YES・NO
1-2-e	YES・NO
1-3	
1-3-a	YES・NO
1-3-b	YES・NO
1-3-c	YES・NO
1-3-d	YES・NO
1-3-e	YES・NO
1-4	
1-4-a	YES・NO
1-4-b	YES・NO
1-4-c	YES・NO
1-4-d	YES・NO
1-5	
1-5-a	YES・NO
1-5-b	YES・NO
1-5-c	YES・NO
1-5-d	YES・NO
1-5-e	YES・NO
1-5-f	YES・NO
1-6	
1-6-a	YES・NO
1-6-b	YES・NO
1-6-c	YES・NO
1-6-d	YES・NO
1-6-e	YES・NO
1-6-f	YES・NO
1-7	
1-7-a	YES・NO
1-7-b	YES・NO
1-7-c	YES・NO

1-8	
1-8-a	YES・NO
1-8-b	YES・NO
1-8-c	YES・NO
1-8-d	YES・NO
1-8-e	YES・NO
1-8-f	YES・NO

1-9	
1-9-a	YES・NO
1-9-b	YES・NO
1-9-c	YES・NO
1-9-d	YES・NO
1-9-e	YES・NO
1-9-f	YES・NO
1-9-g	YES・NO
1-9-h	YES・NO

1-10	
1-10-a	YES・NO
1-10-b	YES・NO

2-1	
2-1-a	YES・NO
2-1-b	YES・NO
2-1-c	YES・NO
2-1-d	YES・NO
2-1-e	YES・NO
2-1-f	YES・NO
2-1-g	YES・NO

3-1	
3-1-a	YES・NO
3-1-b	YES・NO
3-1-c	YES・NO
3-1-d	YES・NO
3-1-e	YES・NO
3-1-f	YES・NO

3-2	
3-2-a	YES・NO
3-2-b	YES・NO
3-2-c	YES・NO
3-2-d	YES・NO
3-2-e	YES・NO

3-3	
3-3-a	YES・NO
3-3-b	YES・NO
3-3-c	YES・NO
3-3-d	YES・NO
3-3-e	YES・NO

3-4	
3-4-a	YES・NO
3-4-b	YES・NO
3-4-c	YES・NO
3-4-d	YES・NO
3-4-e	YES・NO
3-3-f	YES・NO

3-5	
3-5-a	YES・NO
3-5-b	YES・NO
3-5-c	YES・NO
3-5-d	YES・NO
3-5-e	YES・NO

4-1	
4-1-a	YES・NO
4-1-b	YES・NO
4-1-c	YES・NO
4-1-d	YES・NO
4-1-e	YES・NO
4-1-f	YES・NO

4-2	
4-2-a	YES・NO
4-2-b	YES・NO
4-2-c	YES・NO

4-3	
4-3-a	YES・NO
4-3-b	YES・NO
4-3-c	YES・NO

4-4	
4-4-a	YES・NO
4-4-b	YES・NO
4-4-c	YES・NO
4-4-d	YES・NO
4-4-e	YES・NO
4-4-f	YES・NO
4-4-g	YES・NO
4-4-h	YES・NO

5-1	
5-1-a	YES・NO
5-1-b	YES・NO
5-1-c	YES・NO
5-1-d	YES・NO
5-1-e	YES・NO

6-1	
6-1-a	YES・NO
6-1-b	YES・NO

集計欄

YES	
NO	

全養協使用欄

整理No.

--	--	--

受付日

--

備考欄

--

ウラ面へ続きます

[illegible]

2009年2月2日(月)消印有効で、全国児童養護施設協議会事務局までご郵送ください。
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル 全国社会福祉協議会 児童福祉部内
全国児童養護施設協議会
TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509